

令和4年

第7回仁木町教育委員会定例会議案

日時 令和4年7月29日
午後6時00分

場所 仁木町役場 「委員会室」

令和4年第7回仁木町教育委員会定例会議事日程

令和4年7月29日(金) 午後6時00分 開議

(第1日)

日 程	区 分	件 名
日程第 1		会期決定
日程第 2		会議録承認
日程第 3		教育長事務報告
日程第 4	報告第1号	新型コロナウイルス感染症の状況に関する件
日程第 5	報告第2号	令和4年第2回仁木町学校給食運営委員会に関する件
日程第 6	報告第3号	1人1台端末の持ち帰りに関する件
日程第 7	協議案第1号	当面する教育諸問題に関する件

日程第 1 会期決定

日程第 2 会議録承認

日程第 3 教育長事務報告

教育長事務報告 令和4年6月3日（金）～7月29日（金）

1 銀山中学校陸上記録会

令和4年6月4日（土）銀山中学校グラウンド

＝概 要＝

- 開会式、100m 走、走り高跳び、走り幅跳び、ハンドボール投げ、200m 走、1500m 走、P T A種目、生徒会企画、全校リレー、閉会式

2 子ども体験塾特別講座（ノルディーア北海道試合観戦）

令和4年6月5日（日）札幌厚別運動公園競技場

＝概 要＝

- 内 容～ノルディーア北海道（なでしこ2部リーグ）の観戦
参加児童のウエルカムキッズセレモニー、選手との写真撮影
- 参加者～児童8人、保護者8人
- 引 率～教育長、教育委員会職員3人

3 第4回仁木町公共施設建設業者選定委員会

令和4年6月6日（月）応接室

＝概 要＝

- 公募型指名競争入札に係る入札参加希望者について
- その他

4 辞令交付

令和4年6月7日（火）会議室2

＝概 要＝

- 社会教育員～打矢和美（仁木町校長会）、鶴田泰大（仁木町P T A連合会）
- 任 期～令和4年10月31日まで

5 仁木町社会教育委員の会議

令和4年6月7日（火）会議室2

＝概 要＝

- 報 告～社会教育事業経過、令和4年度社会教育事業の推進

- 議 事～令和4年度社会教育委員の研修等、社会教育関係団体の取消及び名称変更、第9期仁木町社会教育中期計画の策定
- その他～今後の行事予定、令和4年度第2回社会教育委員の会議の開催
- 情報交流

6 辞令交付

令和4年6月9日（木）町民センター多目的文化ホール

＝概 要＝

○ 仁木町学校給食運営委員会

中村直也（仁木中学校長）、打矢和美（銀山小学校長）、山口克也（赤井川村PTA連合会長）、鶴田泰大（仁木町PTA連合会長）

○ 仁木町学校給食献立検討・物資選定委員会

中村直也（仁木中学校長）、打矢和美（銀山小学校長）、山口克也（赤井川村PTA連合会長）、鶴田泰大（仁木町PTA連合会長）、綿谷亜希（仁木小学校栄養教諭）

7 仁木町学校給食運営委員会

令和4年6月9日（木）町民センター多目的文化ホール

＝概 要＝

- 審議事項～監事の選出、令和3年度会計決算、令和3年度監査報告、令和4年度補正予算

8 銀山小学校大運動会

令和4年6月11日（土）同校グラウンド

＝概 要＝

- 開会式、60m走、80m走、100m走、銀山音頭、全校リレー、閉会式ほか

9 議会運営委員会

令和4年6月13日（月）議会委員会室

＝概 要＝

- 令和4年第2回仁木町議会定例会の会期日程等議会運営について

10 政策調整会議

令和4年6月13日(月) 応接室

=概要=

- 令和4年第2回定例会における一般質問について
- エネルギー構造高度化・転換理解促進事業について ほか

11 仁木中学校陸上記録会

令和4年6月14日(火) 同校グラウンド

=概要=

- 開会式、100m走、走り幅跳び、走り高跳び、ハンドボール投げ、選抜リレー、縦割リレー、閉会式

12 人事評価期首面談

令和4年6月15日(水) 教育長室

=概要=

- 令和4年度人事評価制度による期首面談(菊地次長)

13 小中一貫教育推進事業

令和4年6月15日(水) 仁木中学校

=概要=

- 仁木小学校教諭による仁木中学校1年生授業参観
- 合同研修の実施

14 第28回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和4年6月18日(土) 応接室

=概要=

- 町内感染者の情報共有
- その他

15 第29回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和4年6月20日(月) 応接室

=概要=

- 町内感染者の情報共有
- その他

16 定例校長会

令和4年6月20日(月) 会議室2

= 概 要 =

○ 教育長挨拶 (示達事項含む)

- ① 新型コロナウイルス感染症と熱中症対策について
- ② 義務教育指導監及び後志教育局長訪問について
- ③ 令和4年度教頭昇任候補者の育成について
- ④ 通知表の発行回数について

○ 教育委員会指導・伝達事項

- ① 「子ども110番の家」の児童生徒への周知について
- ② 修学旅行等キャンセル料補助金交付要綱について
- ③ マスク着用に関する基準について

○ 協議事項

信頼される学校づくりについて など8項目

○ 各学校の近況・交流、今後の主な日程

次回校長会 7月14日(木) 9:30～役場会議室2

17 後志教育局義務教育指導班指導主事訪問

令和4年6月21日(火) 教育長室

= 概 要 =

○ 対象学校～仁木小学校、仁木中学校

○ 指導主事～金本指導主事

○ 内 容～各学校の授業参観、授業の進め方の助言、小中一貫教育の助言など

18 後志町村教育委員会協議会・後志小中学校校長会合同役員研修会

令和4年6月24日(金) 後志教育研修センター第1会議室

= 概 要 =

○ 参加者～後志教育委員会協議会教育長部会 役員5名

後志小中学校校長会 役員9名

○ 意見交換～後志教育研究会の解散について、人材育成について、PTA活動の改革・改善についてなど

19 後志教育局義務教育指導班指導主事訪問

令和4年6月24日(金) 教育長室

=概要=

- 対象学校～銀山小学校、銀山中学校
- 指導主事～新栄主任指導主事
- 内 容～各学校の授業参観、授業の進め方の助言、小中一貫教育の助言など

20 第72回「社会を明るくする運動」に関わる内閣総理大臣メッセージ伝達式

令和4年6月27日(月) 応接室

=概要=

- 来訪者～余市地区保護司会 本間会長、佐々木副会長、渡辺副会長(仁木)、仁木分区 大洞保護司、鶴田保護司、星野事務局
- 対応者～佐藤町長、林副町長、岩井教育長、鹿内総務課長
- 内閣総理大臣メッセージの披露
- 佐藤町長から激励の挨拶
- 意見交換

21 入札

令和4年6月28日(火) 仁木町民センター交流ホール

=概要=

- 令和4年度山村開発センター地下タンク補修工事
- エアウォーター北海道株式会社に落札

22 災害情報打ち合わせ会議

令和4年6月29日(水) 役場応接室

=概要=

- 6月29日の豪雨に伴う災害情報の共有

23 令和4年第2回仁木町議会定例会

令和4年6月29日(水)、30日(木) 議会議場

=概要=

- 付議事件19件

報 告	1 件 (繰越明許費繰越計算書)	
補正予算	5 件 (一般(2)、国保、簡水、後期)	可決
条例改正	2 件 (国民健康保険税条例ほか1件)	可決
規約改正	3 件 (町村退職手当組合格約ほか2件)	可決
計画変更	1 件 (銀山辺地計画の変更)	可決
工事契約	4 件 (子育て支援拠点施設ほか3件)	可決
意見書	3 件 (水田活用直接支払制度ほか2件)	可決

○一般質問3人～3件

門脇議員・・・防災体制の充実を

磨 議員・・・法人誘致・起業支援に係る本町の施策について

上村議員・・・JR函館本線のバス転換時期について

24 議会運営委員会

令和4年6月29日(水) 議会委員会室

= 概 要 =

○ 令和4年第2回仁木町議会定例会における追加議案の取扱いについて

25 第2回銀山小学校授業参観

令和4年6月30日(木) 銀山小学校

= 概 要 =

○ 内 容～縄跳び集会(全校)

○ 参観者～保護者、学校運営協議会委員等

26 地域貢献活動に対する感謝状授与式

令和4年7月1日(金) 応接室

= 概 要 =

○ 地域貢献事業～仁木中学校グラウンド等整備

○ 実施内容～幅跳び整備(砂入れ替え、踏切板、砂場枠取り替え)、グラウンド整備(トラック転圧)、駐車場区画線整備

○ 感謝状受賞者～和田建設工業株式会社 代表取締役 和田哲也氏

○ 町側参加者～佐藤町長、林副町長、岩井教育長、菊地教育次長

○ 学校参加者～中村仁木中学校長

27 第2回仁木小学校授業参観（低学年）

令和4年7月1日（金）仁木小学校

＝概要＝

- 1年生～算数（八柳教諭、下口支援員）
- 2年生～算数（日置教諭、田口教諭）

28 第2回小中一貫教育サポート事業打ち合わせ会議

（第1回小中一貫教育推進会議）

令和4年7月1日（金）教育長室（リモート）

＝概要＝

- 実施内容～小中一貫教育の検討に係る組織体制、検討部会の組織体制、今年度のスケジュール、小中一貫教育開始までのスケジュール、今年度の取組

（銀山地区）

- 参加者～杉山教頭、森木教頭、濱田主幹、新栄主任指導主事
- オブザーバー～岩井教育長、菊地次長

（仁木地区）

- 参加者～吉田教頭、佐藤教頭、濱田主幹、新栄主任指導主事
- オブザーバー～岩井教育長、菊地次長、中村校長

29 令和4年度後志中学校柔道大会

令和4年7月3日（日）銀山中学校体育館

＝概要＝

- 参加者～男子23名、女子7名（町内学校の参加者はなし）
- 団体戦 男子2チーム、女子2チーム
- 階級ごとの小樽・後志地区の代表決定戦

30 教育行政事務打ち合わせ

令和4年7月4日（月）教育長室

＝概要＝

- 打ち合わせ者～後志教育局 松橋次長、教育委員会 岩井教育長
- 令和5年度の教頭及び主幹教諭に係る意見交換

31 プール管理人辞令交付

令和4年7月6日(水) 教育長室

=概要=

○ 令和4年度仁木町水泳プール管理人辞令交付

○ 対象者～6人

32 人事面談

令和4年7月6日(水)、7日(木) 各学校

=概要=

○ 令和5年度教頭任用試験に向けた意向確認

○ 対象者 仁木中学校～1人、銀山小学校～1人

33 辞令交付

令和4年7月8日(金) 教育長室

=概要=

○ 退職辞令～教育委員会 会計年度任用職員 青木 愛

34 第18回さくらんぼ杯パークゴルフ大会

令和4年7月10日(日) ふれあい遊トピア公園パークゴルフ場

=概要=

○ 参加者～男子71名、女子48名、合計119名

○ 優勝～男子 伊藤雅治さん(余市町)、女子 日野悦子さん(仁木町)

35 辞令交付

令和4年7月11日(月) 教育長室

=概要=

○ 任用辞令～教育委員会 会計年度任用職員 山崎 貴志

36 定例校長会

令和4年7月12日(火) 会議室2

=概要=

○ 教育長挨拶(示達事項含む)

① 服務規律の保持について

- ② 教頭候補者、ミドルリーダーの育成について
- 教育委員会指導・伝達事項
 - ① 夏期休業期間中の学校閉庁について
 - ② 飲酒運転根絶に向けた取組について
 - ③ 仁木町公共施設光触媒抗菌抗ウイルスコーティング委託事業
- 協議事項～夏期休業期間中のサービスについて ほか9項目
- 各学校の近況・交流、今後の主な日程

次回校長会 8月23日(火) 9:30～役場会議室2

- 37 令和4年度後志管内学校における働き方改革推進会議
 令和4年7月13日(水) 後志合同庁舎3階1号会議室
 =概要=

- 事例発表～恵庭市立和光小学校
- 協議～教頭への支援に係る取り組みについて
- 意見交換～部活動の地域移行について

- 38 令和4年度第2回後志管内市町村教育長会議
 令和4年7月13日(水) 後志合同庁舎3階1号会議室
 =概要=

- 挨拶～川端局長
- 次長兼主幹(地域連携)説明事項～教頭昇任候補者選考受験者の状況
- 義務教育指導監説明事項～学校訪問の状況等
- 企画総務課長説明事項～服務規律の厳正な保持 ほか
- 教育支援課長説明事項～夏季における児童生徒のマスクの着用 ほか

- 39 第57回北海道市町村教育委員会研修会
 令和4年7月15日(金) 札幌市教育文化会館
 =概要=

- 講話～「世代別コミュニケーションの取り方」
 北海道教育委員会 教育委員 青山夕香氏

- 行政説明(文部科学省)

～「教師の資質能力の向上について」

文部科学省総合教育政策局人材政策課長 木幡泰弘氏

- フォーラム～司会者 松前町宮島教育長
事例発表 遠別町佐藤教育長、更別町荻原教育長
- 参加者～岩井教育長、加藤職務代理、随行者 小松主事

40 仁木町子ども体験塾（子ども生け花教室）

令和4年7月16日（土）町民センター交流ホール

＝概要＝

- 小学生による生け花教室（作品作成）
- 参加者～23人
- 講師～生け花愛好会 大崎美保子会長ほか3名

41 人事協議

令和4年7月19日（火）仁木小学校

＝概要＝

- 年度途中での教職員人事について
- 協議者～仁木小学校半田校長、岩井教育長

42 第30回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和4年7月20日（水）応接室

＝概要＝

- 町内感染者の情報共有
- 銀山中学校3年の学級閉鎖について
- その他

43 人事協議

令和4年7月20日（水）教育長室

＝概要＝

- 年度途中での教職員人事について
- 協議者～後志教育局川端局長、岩井教育長

44 仁木町民スキー場の管理運営に係る協議

令和4年7月20日（水）応接室

＝概要＝

- 仁木町民スキー場の管理運営に係る協議
- 協議者～(株)コンサドーレ インキュベーションディレクター 菅井 研氏
- 対応者～林副町長、岩井教育長

45 仁木中学校中体連出場予定報告

令和4年7月20日(水) 教育長室

＝概要＝

- 中体連全道大会出場予定生徒
 - 3年 計良望月さん(卓球 女子シングルス)
 - 3年 前田祥徳さん(陸上 110mハードル)
 - 3年 半田海地さん(陸上 400m走)
 - ※ 3年 菊地悠太さん(卓球 男子シングルス)は欠席
- 引率 中村校長、佐藤教頭
- 対応者 岩井教育長

46 人事協議

令和4年7月21日(木) 銀山小学校

＝概要＝

- 年度途中での教職員人事について
- 協議者～銀山小学校 打矢校長、岩井教育長

47 第7回北海道余市紅志高等学校の在り方を考える会

令和4年7月21日(木) 余市町役場会議室

＝概要＝

- 北海道余市紅志高等学校の在り方を考える会活動報告について
- 今年度の取組について
- 余市紅志高等学校の新教育課程と地域活動について
- 地域の総合学科高校としての特色ある教育課程の維持について(地域とともにある教育活動)

48 令和4年度仁木みらい塾第1回講座

令和4年7月21日(木) 町民センター

＝概要＝

- ノルディックウォーキング ～ウィズ・コロナ時代の健康維持に～
- 講師～ノルディックウォーキングスクール「サッポロノースウォーカー」
代 表 卓 田 由 紀 江 氏
- 参加者数 14人

49 人事協議

令和4年7月22日（金）銀山小学校

＝概 要＝

- 年度途中での教職員人事について
- 協議者～銀山小学校 打矢校長、嶋田支援員、岩井教育長

50 令和4年度第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会

令和4年7月22日（金）教育長室（リモート）

＝概 要＝

- 公立高等学校配置計画案（令和5年度～令和7年度）
- 令和4年度各学区における生徒の進路動向 ほか

51 仁木中学校授業参観

令和4年7月22日（金）仁木中学校

＝概 要＝

- 1年生、すばる1、すばる2～音楽（池田教諭）
- 2年生、すばる2、すばる3～社会（谷口教諭）
- 3年生～英語（小林教諭、ハリー）

52 石狩市立厚田学園視察研修

令和4年7月26日（火）石狩市立厚田学園

＝概 要＝

- 銀山小学校及び銀山中学校、銀山地区学校運営協議会委員による義務教育学校視察
- 参加者～25人（小学校～10人、中学校～12人、学校運営協議会～2人、岩井教育長）
- 対応者～岡山校長、橋本教頭（前期課程）、種村教頭（後期課程）
- 実施内容～厚田学園の紹介、校舎・施設視察、教職員同士の交流（中学

校教諭、小学校教諭、管理職・学校運営協議会委員、事務職員、養護教諭)

53 (仮) 仁木町子育て支援拠点施設愛称選考会議

令和4年7月28日(木) 応接室

=概要=

- 現在建設中の(仮)仁木町子育て支援拠点施設の愛称の決定
- 応募総数 104点

54 全日本女子軟式野球選手権大会等出場決定報告

令和4年7月29日(金) 町長室

=概要=

- 第20回全日本女子軟式野球選手権大会及び第1回宮本慎也杯女子中学軟式野球大会出場決定報告
- 参加選手～林 陽依さん(仁木中学校2年～JBC札幌所属)
- 対応者～佐藤町長、岩井教育長

日程第 4

報告第 1 号

新型コロナウイルス感染症の状況に関する件について

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和4年7月29日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

日程第 5

報告第 2 号

令和 4 年第 2 回仁木町学校給食運営委員会に関する件について

このことについて、別紙のとおり実施したので、報告します。

令和 4 年 7 月 2 9 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

令和4年第2回仁木町学校給食運営委員会議事録

日 時：令和4年6月9日（木） 14：00～15：00
場 所：仁木町民センター・多目的文化ホール
出 席：東郷委員長、林副委員長、渋谷委員、山口委員、鶴田委員、大石委員
欠 席：中村委員、打矢委員
事務局：仁木町：岩井教育長、菊地所長、綿谷栄養教諭、係長赤石
赤井川村：藤田教育次長

辞令交付

- 1 開会 14：00
- 2 教育長挨拶 岩井教育長挨拶
- 3 議案審議 ※ 東郷委員長が議長となり議事進行。

日程第1

報告第1号仁木町学校給食運営委員会監事の選出について
各委員異議なし、議案のとおり承認。打矢氏を監事とする。

日程第2

議案第1号令和3年度仁木町学校給食共同調理場会計決算について
各委員異議なし、議案のとおり承認。

日程第3

議案第2号令和3年度仁木町学校給食共同調理場会計監査報告について
渋谷監事が監査結果について報告する。
各委員異議なし、議案のとおり承認。

日程第4

議案第3号令和4年度仁木町学校給食共同調理場会計補正予算(案)について
(大石委員) 意見として、今後想定を超える物価高騰の可能性があると考える。
その場合、子どもたちのことを優先に考え、給食の質や内容を落とさぬよう年度途中であっても給食費の見直しを行ってもよいと考える。

(岩井教育長) 令和4年度4月に給食費を改定したところであるが食材購入費用等が不足する場合には、補助金の活用などを考えている。

議案のとおり承認。

4 その他

- (1) 令和3年度学校給食事務に係る事業報告について
各委員質疑なし。報告を了承。
- (2) 令和3年度学校給食事務経費負担内訳（決算）について
各委員質疑なし。報告を了承。
- (3) 仁木町学校給食共同調理場設置条例施行規則の改正について
各委員質疑なし。報告を了承。

(4) その他

- ・ 給食を試食する機会について
(事務局) 書面開催とした第1回会議の意見として東郷委員長から給食を試食する機会があるとよいのではないかという意見をいただいた。委員みなさまの意見を伺いたい。
(東郷委員長) 給食に関わる会議に出席しているが、実際に給食を食べる機会がないので、そのような機会を設けてはどうかという提案である。
(林副委員長) 委員の中には年に数回だが食べる機会のある方もいる。
(大石委員) 私も食べる機会はあるが、この会議の開催前後にそのような場を設けてもよいかと思う。
※ 事務局が給食を試食する機会を設ける方向で検討する。

5 閉会 15:00

令和 4 年

第 2 回 仁木町学校給食運営委員会議案

日 時 令和 4 年 6 月 9 日 (木)

午後 2 時 00 分

場 所 仁木町民センター・多目的文化ホール

仁木町学校給食共同調理場

会 議 日 程

1 開 会

2 教育長挨拶

3 議案審議

日程第1 報告第1号

仁木町学校給食運営委員会監事の選出について

日程第2 議案第1号

令和3年度仁木町学校給食共同調理場会計決算について

日程第3 議案第2号

令和3年度仁木町学校給食共同調理場会計監査報告について

日程第4 議案第3号

令和4年度仁木町学校給食共同調理場会計補正予算(案)について

日程第5 議案第4号

そ の 他

4 そ の 他

- (1) 令和3年度学校給食事務に係る事業報告について
- (2) 令和3年度学校給食事務経費負担内訳について(決算)
- (3) 仁木町学校給食共同調理場設置条例施行規則の改正について

5 閉 会

報告第1号

仁木町学校給食運営委員会監事の選出について

仁木町学校給食運営委員会監事1人について、下記の理由により選出したので、報告し承認を求める。

令和4年6月9日

仁木町学校給食運営委員会

委員長 東 郷 昌 弘

1 選出理由

仁木町学校給食運営委員会監事の選出について、令和3年度末会計監査実施前に1人が退任となり、監査時期を失することなく適切な監査を行うために当運営委員会開催前の4月18日付けで選出したものである。

2 選出した委員 打 矢 和 美 委 員

(仁木町立小・中学校長 銀山小学校長)

3 任 期 自 令和4年4月18日 至 令和5年3月31日

※ 任期途中で退任する監事の後任については、同じ選出区分で委嘱される委員が、前任者の残任期間を務めるものとする。

(申し合わせ事項)

議案第1号

令和3年度仁木町学校給食共同調理場会計決算について

令和3年度仁木町学校給食共同調理場会計決算について、仁木町学校給食共同調理場設置条例施行規則第5条第3号の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和4年6月9日

仁木町学校給食運営委員会

委員長 東郷昌弘

令和3年度 学校給食共同調理場会計決算書

(収入)

科目	子算額		額計	調定額	収入済額	収入率	差額	備考
	当初予算額	補正予算額						
1 学校給食費	24,625,236	720,036	25,345,272	24,884,126	24,884,126	100.00%	▲ 461,146	
1) 学校給食費	24,595,236	720,036	25,315,272	24,869,884	24,869,884	100.00%	▲ 445,388	
2) 給食試食費	30,000	0	30,000	14,242	14,242	100.00%	▲ 15,758	
2 繰越金	100,000	83,632	183,632	183,632	183,632	100.00%	0	
3 諸収入	764	▲ 668	96	53,799	53,799	100.00%	53,703	臨時休業等給食費補助金等
合計	24,726,000	803,000	25,529,000	25,121,557	25,121,557	100.00%	▲ 407,443	

(支出)

科目	子算額		額計	支出済額	物資購入割合	差額	備考
	当初予算額	補正予算額					
1 主食費	5,730,989	42,962	5,773,941	5,613,372	22.43%	▲ 160,569	
1) 米飯 パン・麺 (主食)	5,593,544	39,134	5,632,678	5,373,088	21.47%	▲ 259,590	
2) 規格外加工費	137,445	3,818	141,263	240,284	0.96%	99,021	
2 牛乳	4,106,592	172,644	4,279,236	4,168,707	16.66%	▲ 110,529	
3 副食費	14,757,535	504,437	15,261,972	15,247,274	60.92%	▲ 14,698	
4 公課費	0	0	0	0	0.00%	0	
5 予備費	130,884	82,967	213,851	0	0.00%	▲ 213,851	
合計	24,726,000	803,000	25,529,000	25,029,353	100.00%	▲ 499,647	

【収入済額】 25,121,557円 — 【支出済額】 25,029,353円 = 【次年度繰越金】 92,204円

令和3年度学校給食会計収入明細書

区 分	調 定 額 円	収 入 済 額 円	備 考
1. 学校給食費	24,884,126	24,884,126	
1) 学校給食費	24,869,884	24,869,884	
仁木小学校	6,052,270	6,052,270	
銀山小学校	2,770,485	2,770,485	
赤井川小学校	2,510,332	2,510,332	
都小学校	1,155,848	1,155,848	
仁木中学校	3,811,743	3,811,743	
銀山中学校	2,662,070	2,662,070	
赤井川中学校	3,270,803	3,270,803	
準要保護 児童生徒	1,950,179	1,950,179	仁小22人、銀小2人、仁中9人 銀中0人、余市3人
外国語指導助手 (ALT)	136,750	136,750	
調理場職員	549,404	549,404	
2) 学校試食費	14,242	14,242	指導監、教育委員、町村議会等
2. 繰越金	183,632	183,632	前年度繰越
3. 諸収入	53,799	53,799	
過年度収入	0	0	
雑入	53,786	53,786	臨時休業等補助金等
預金利息	13	13	
収入総計	25,121,557	25,121,557	

令和3年度 学校給食物資購入調書

区 分	金 額 円	割 合 %	内 訳	備 考
主 食	5,373,088	21.467	北海道学校給食会 4,589,115	
			米 飯 3,523,519	
			パ ン 1,065,596	
			仁木業者 125,226	浜野商店
			小樽業者 658,747	平野商店 (パン、炊き込みごはん)、阿部製麺(麵)、トワニ (Pasta)
規格外加工賃	240,284	0.960	平野商店 240,284	
計	5,613,372	22.427		
牛 乳	4,168,707	16.655	倉島乳業 4,168,707	
副 食 費	15,247,274	60.917	北海道学校給食会 2,665,707	
			札幌業者 548,145	北海道給食資材
			小樽業者 5,455,504	トワニ・コーワ食品・ 南北海道ヤクルト
			余市業者 5,370,193	ニコー食品・福原宝豆 腐店・かねしち・成木 商店
			仁木業者 1,207,725	浜野商店・土井商店・ JA新おたる・仁木 ファーム
合 計	25,029,353	100.000		

議案第2号

令和3年度仁木町学校給食共同調理場会計監査報告について

令和3年度仁木町学校給食共同調理場会計監査報告について、仁木町学校給食共同調理場設置条例施行規則第7条第3項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和4年6月9日

仁木町学校給食運営委員会

監事 渋谷 順一

監事 打矢 和美


監査報告書

(令和3年度第1学期末)

- 日時 令和3年8月24日(火) 午後1時30分～午後2時30分
- 場所 仁木町学校給食共同調理場事務室
- 立会者 係長 赤石哲明
- 監査内容
- 各関係書類全般監査内容
 - 各関係証拠書類
- 所見
- 各関係書類は適正に整理されている。
 - 収支全体を通じて適正であることを確認する。
 - 食品の購入、在庫状況は極めて良好適切である。

令和3年8月24日

監事 洪各順 

監事 庵健司 

令和3年度仁木町学校給食 第1学期末食品在庫棚卸高

金額 109,027 円

(消費税込み)

別紙のとおり相違ないことを確認します。

令和3年 8月 24日

監事 松谷 順一 

監事 庵 健司 

監査報告書

(令和3年度第2学期末)

日時 令和4年1月6日(木) 午前10時00分～午前10時30分

場所 仁木町学校給食共同調理場 事務室

立会者 係長 赤石哲明

監査内容
○ 各関係書類全般監査内容
○ 各関係証拠書類

所見
○ 各関係書類は適正に整理されている。
○ 収支全体を通じて適正であることを確認する。
○ 食品の購入、在庫状況は極めて良好適切である。

令和4年1月6日

監事 渡 谷 順 一



監事 庵 健 司



令和3年度仁木町学校給食
第2学期末食品在庫棚卸高

金額 44,430 円

(消費税込み)

別紙のとおり相違ないことを確認します。

令和 4年 1月 6日

監事 浜谷 順一 

監事 庵 健司 

監査報告書

(令和3年度第3学期末)

- 日時 令和4年3月30日(水) 午前10時00分～午前10時30分
- 場所 仁木町学校給食共同調理場 事務室
- 立会者 係長 赤石哲明
- 監査内容
- 各関係書類全般監査内容
 - 各関係証拠書類
- 所見
- 各関係書類は適正に整理されている。
 - 収支全体を通じて適正であることを確認する。
 - 食品の購入、在庫状況は極めて良好適切である。

令和4年3月30日

監事

庵 健司



監事

洪 谷 順一



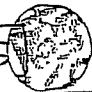
令和3年度仁木町学校給食
第3学期末食品在庫棚卸高

金額 65,701 円

(消費税込み)

別紙のとおり相違ないことを確認します。

令和 4年 3月 30日

監事 庵 健司 

監事 渋谷 順一 


監査報告書

(令和3年度末)

- 日時 令和4年5月18日(水) 午前11時00分～午前11時30分
- 場所 仁木町学校給食共同調理場 事務室
- 立会者 仁木町学校給食共同調理場学校給食係 係長 赤石 哲明
- 監査内容
- 各関係書類全般監査内容
 - 各関係証拠書類
- 所見
- 各関係書類は適正に整理されている。
 - 収支全体を通じて適正であることを確認する。
 - 食品の購入等は極めて良好適切である。

令和4年5月18日

監事 打矢和美 

監事 渡谷順一 

議案第3号

令和4年度仁木町学校給食共同調理場会計補正予算(案)について

令和4年度仁木町学校給食共同調理場会計補正予算(案)について、
仁木町学校給食共同調理場設置条例施行規則第5条第3号の規定に基づ
き、次のとおり提出する。

令和4年6月9日

仁木町学校給食運営委員会

委員長 東郷昌弘

令和4年度 学校給食共同調理場会計補正予算(案)

(収 入)

(単位:円)

科 目	予 算 額		差 額	説 明	備 考
	当初予算額	補正後予算額			
1 学校給食費	25,559,112	26,050,832	461,720	小学生年額 55,096円 中学生年額 63,632円 小学校(児・教・セ・カ職) 241人 × 55,096円 = 13,278,136円(当初) 254人 × 55,096円 = 13,994,304円増 716,248円 中学校(生・教・ALT) 193人 × 63,632円 = 12,280,976円(当初) 189人 × 63,632円 = 12,026,449円減 ▲254,528円	
2) 給食試食費	30,000	30,000	0	試食分 30,000円	
2. 繰越金	100,000	92,204	▲7,796	精算後繰越分 92,204円	
3 諸収入	888	964	76	預金利息外 964円	
合 計	25,690,000	26,144,000	454,000		

(支 出)

科 目	予 算 額		差 額	説 明	備 考
	当初予算額	補正後予算額			
1 主 食 費	5,962,040	6,050,852	88,812		
1) 米飯・パン・麺 (主食)	5,757,444	5,890,140	132,696	小学校(児・教・セ・カ職) 241人 × 63.93円/日 × 194日/年 = 2,988,983円(当初) 254人 × 64.24円/日 × 194日/年 = 3,165,490円増 単価差額 0.31円/日 中学校(生・教・ALT) 193人 × 73.94円/日 × 194日/年 = 2,768,461円(当初) 189人 × 74.31円/日 × 194日/年 = 2,724,650円減 単価差額 0.37円/日 434人 × 2.43円/日 × 194日/年 = 204,596円(当初) 443人 × 1.87円/日 × 194日/年 = 160,712円減 単価差額 ▲0.56円/日 全校 434人 × 48.71円/日 × 194日/年 = 4,101,187円(当初) 443人 × 49.66円/日 × 194日/年 = 4,267,890円増 単価差額 0.95円/日 小学校(児・教・セ・カ職) 241人 × 168.97円/日 × 194日/年 = 7,900,023円(当初) 254人 × 168.97円/日 × 194日/年 = 8,326,166円増 単価差額 0.00円/日 193人 × 202.93円/日 × 194日/年 = 7,598,105円(当初) 189人 × 202.93円/日 × 194日/年 = 7,440,631円減 単価差額 0.00円/日	単価減 人員増 単価増 人員増 単価同額 人員増 単価同額 人員減
2) 規格外加工費	204,596	160,712	▲43,884	全校パン加工費	
2 牛 乳	4,101,187	4,267,880	166,693	全校	
3 副 食 費	15,498,128	15,766,797	268,669	小学校(児・教・セ・カ職) 241人 × 168.97円/日 × 194日/年 = 7,900,023円(当初) 254人 × 168.97円/日 × 194日/年 = 8,326,166円増 単価差額 0.00円/日 中学校(生・教・ALT) 193人 × 202.93円/日 × 194日/年 = 7,598,105円(当初) 189人 × 202.93円/日 × 194日/年 = 7,440,631円減 単価差額 0.00円/日	単価同額 人員増 単価同額 人員減
4 公 課 費	0	0	0	消費税及び地方消費税申告不要	
5 予 備 費	128,645	58,471	▲70,174	予備費	
合 計	25,690,000	26,144,000	454,000		

令和4年度 児童・生徒・職員数調書

(令和4年6月各校人員報告書より)

○小学校

(人)

学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	職員等	合計
仁木小	14	20	24	16	17	18	16	125
銀山中	6	3	8	7	2	15	14	55
赤井川小	5	3	7	3	6	9	10	43
都小	2	2	3	2	2	1	8	20
調理場	調理員(栄養教諭)調理員(食生活指導員)給食係(給食)給食係(給食)給食係(給食)給食係(給食)給食係(給食)						11	11
計	27	28	42	28	27	43	59	254

○中学校

(人)

学校名	1年	2年	3年	職員等	合計
仁木中	28	21	20	17	86
銀山中	8	8	12	18	46
赤井川中	14	14	11	15	54
計	50	43	43	50	186

○外国語指導助手 (ALT)

(人)

町村名	合計
仁木町	2
赤井川村	1
計	3

(人)

中学校・ALT	
計	189

(人)

総計
443

令和4年度 学校給食費負担金算定基礎表

学 校 別	小 学 校				中 学 校					
	令和2	令和3	令和4	前年差額 (円)	前年比率 (%)	令和2	令和3	令和4	前年差額 (円)	前年比率 (%)
年 度										
月 額 (注1)	4,479	4,479	4,591	112.33	2.51	5,174	5,174	5,303	128.67	2.49
主 食 費	63.11	64.85	66.11	1.26	1.94	73.12	75.02	76.18	1.16	1.55
米飯・パン・麺(主食)	61.47	63.21	64.24	1.03	1.63	71.48	73.38	74.31	0.93	1.27
規格外加工賃	1.64	1.64	1.87	0.23	14.02	1.64	1.64	1.87	0.23	14.02
牛 乳	49.68	49.68	49.66	▲ 0.02	▲ 0.04	49.68	49.68	49.66	▲ 0.02	▲ 0.04
副 食 費	164.26	162.52	168.97	6.45	3.97	197.24	195.34	202.93	7.59	3.89
合 計	277.05	277.05	284.74	7.69	5.87	320.04	320.04	328.77	8.73	5.39
再 計			284.00	6.95	2.51			328.00	7.96	2.49
給食日数(日)	194	194	194	-	-	194	194	194	-	-
年間給食費	53,748	53,748	55,096	1,348	2.51	62,088	62,088	63,632	1,544	2.49

※ 令和4年度から1食あたりの金額は、1円未満切り捨てとする。
 注1 月額、年額は、年額を12で除した金額を記載(1円未満切り捨て)

議案第4号

その他

4 その他

(1) 令和3年度学校給食事務に係る事業報告について

ア 事業場所 仁木町学校給食共同調理場
(仁木町西町1丁目66番地2)

イ 事業期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

ウ 運営形態

学校給食事務については地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定「事務の委託」に基づき、仁木町が赤井川村から管理及び執行の委託を受け運営。

エ 職員等

- ・ 所長 1人(教育次長兼務)
- ・ 事務職員 1人
- ・ 栄養教諭 1人(仁木小学校籍)
- ・ 調理員 8人(パートタイム会計年度任用職員)
- ・ 運転手 2人(法人へ業務委託:配送車2台)

オ 事業内容及び成果

仁木町内小中学校4校、赤井川村内小中学校3校への学校給食提供に係る事務及び調理場施設の維持管理等に係る事務

《令和3年度の各学校給食提供日数及び食数 総食数81,943食》

学校名	提供日数	提供食数
仁木小学校	193日	26,166食
銀山小学校	194日	10,451食
仁木中学校	190日	13,608食
銀山中学校	194日	8,266食
赤井川小学校	194日	9,023食
都小学校	194日	4,209食
赤井川中学校	194日	10,220食

※ 視察者やALT等への提供を除く

カ 事業費 46,179,062円

※ 詳細は別紙内訳書にて

(2) 令和3年度学校給食事務経費負担内訳について (決算)

ア 学校給食事務に係る事業費総額

46,179,062円 ①

イ 学校給食共同調理場事務経費 (学校給食事務に係る経費負担協
定書第1条第2項第1号) 負担割合29.38%

11,089,738円

再計 11,089,800円 ②

イ 給食配送業務 (同協定書第1条第2項第2号) 負担割合50%

4,216,579円

再計 4,216,600円 ③

ウ 赤井川村負担額 (②+③)

15,306,400円 ④

エ 仁木町負担額 (①-④)

30,872,662円

※ 令和3年度学校基本調査による児童・生徒・職員数の割合 (学校給食
事務に係る経費負担協定書第1条第2項)

仁木町298人 + 赤井川村124人 = 422人

124人 ÷ 422人 = 29.38%

【決算】令和3年度学校給食事務経費に係る受託負担金算出内訳書

節	項目	決算額	協定による負担率			赤井川村負担額	仁木町負担額
			29.38%	50%	百円未満四捨五入		
			事務経費	配送経費			
			百円未満四捨五入	百円未満四捨五入			
1	報酬	7,426,996	2,182,051	2,182,100	2,182,100	5,244,896	
2	給料	5,566,710	1,635,499	1,635,500	1,635,500	3,931,210	
3	職員手当等	4,656,338	1,368,031	1,368,000	1,368,000	3,288,338	
※	職員手当	792,863	232,943	232,900	232,900	559,963	
※	期末手当	3,863,475	1,135,088	1,135,100	1,135,100	2,728,375	
4	共済費	2,062,181	605,868	605,900	605,900	1,456,281	
9	旅費	68,125	20,015	20,000	20,000	48,125	
10	雇用費	13,455,722	3,852,065	3,852,100	172,268	9,431,322	
(1)	消耗品費	1,768,787				1,768,787	
※	一般分	1,768,787	519,669	519,700		1,249,087	
※	配送分(オイル・エレメント他)	0	0	0	0	0	
(2)	燃料費	344,536			172,268	172,236	
(3)	材料料費	0	0	0	0	0	
(6)	修繕費	3,202,078				3,202,078	
※	一般分	3,202,078	940,770	940,800		2,261,278	
※	配送分	0	0	0	0	0	
(7)	光熱水費	8,140,321	2,391,626	2,391,600		5,748,721	
11	役務費	1,738,444	393,285	393,300	199,911	1,145,244	
(1)	通運運搬費	612,286	179,889	179,900		432,386	
(2)	保管料・研修和訳料及び手数料	946,577				946,577	
※	一般分	653,175	191,902	191,900		461,275	
※	配送分(車検・タイヤ交換)	293,402			146,701	146,702	
(4)	保険料	179,581				179,581	
※	一般分	73,161	21,494	21,500		51,661	
※	配送分(自給費・共済分担保)	106,420			53,210	53,210	
12	委託料	9,813,950	634,005	634,000	3,828,000	5,351,950	
※	一般分	2,157,950	634,005	634,000		1,523,950	
※	配送分	7,656,000			3,828,000	3,828,000	
13	使用料及び賃借料	60,000	17,628	17,600		42,400	
17	備品購入費	163,460	48,024	48,000		115,460	
18	負担金補助及び交付金	15,675	4,605	4,600		11,075	
26	公課費 配送分(車両)	32,800			16,400	16,400	
	小計	45,060,401	328,662	328,700		30,082,701	
	※加算分 退職手当等負担金分	1,118,661				789,961	
	加算後計	46,179,062	11,089,738	11,089,800	4,216,579	30,872,662	

学校給食事務に係る経費負担協定書

仁木町（以下「甲」という。）と赤井川村（以下「乙」という。）とは、赤井川村・仁木町教育事務の委託に関する規約（昭和48年6月25日告示第37号。以下「規約」という。）第3条に基づき、仁木町学校給食共同調理場業務及び給食配送業務（以下「学校給食事務」という。）に係る経費負担の細部について、次のとおり協定する。

（経費負担の割合）

第1条 乙が負担する学校給食事務の経費内訳は、別紙1のとおりとする。

2 前項の負担割合の算出は、次の各号による。

(1) 学校給食共同調理場業務に係る負担割合 当該年度の学校基本調査（5月1日指定統計）による児童・生徒・職員数の割合によるものとする。なお、経費負担額を算出する際には、乙の負担割合（%）を小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位までとし、下限は25パーセントとする。

(2) 給食配送業務に係る負担割合 児童・生徒・職員数の割合によらず、50パーセントとする。

3 給食配送業務に係る起債の償還金負担割合は、別に定める償還台帳によるものとし、償還完了までその負担割合を継続する。

（負担金の納入及び精算）

第2条 乙は、第1条に定める経費を負担金として甲に納入するものとし、納入の時期は、当該年度の6月末日及び12月末日による2期の分納とする。

2 甲は、当該年度の5月末日までに規約第3条第2項に定める学校給食事務に要する経費の見積りに関する書類（予算の補正があった場合は、その都度）を乙に送付する。

3 甲は、当該年度の委託業務が完了した時は、翌年度の6月末日までに学校給食事務に要した経費の決算に関する書類（事業報告書、その他参考となるべき書類を含む。）を乙に送付する。

4 甲は、学校給食事務に要した経費の決算により、経費に過不足が生じた場合は、翌年度の10月末日までに精算する。

（協定に定めのない事項）

第3条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年9月17日

甲 余市郡仁木町西町1丁目36番地1
仁木町
仁木町長 佐藤 聖一郎

乙 余市郡赤井川村字赤井川74番地2
赤井川村
赤井川村長 馬場 希

(別紙 i)

学校給食事務経費

○学校給食共同調理場業務経費

※経費負担する費目は、次のとおりとし、各節毎百円未満の金額は四捨五入する。

- ・報酬
- ・給料及び職員手当、共済費
- ・調理員賃金及び共済費
- ・旅費
- ・需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕費、光熱水費等）
- ・役務費（通信運搬費、手数料、保険料等）
- ・委託料（電気工作物点検、浄化槽保守点検等）
- ・使用料（コピー使用料等）
- ・備品購入費（一般分）
- ・負担金（会議出席負担金等）

なお、兼任所長分の給料及び諸手当等、共済費、退職手当組合負担金等については、30パーセントを学校給食共同調理場業務に係る経費とする。ただし、専任の所長が配置された場合は、100パーセントとする。

○給食配送業務経費

※経費負担する費目は、次のとおりとし、各節毎百円未満の金額は四捨五入する。

- ・配送委託料
- ・配送車両に係る一切の経費
 - 消耗品（オイル等）
 - 燃料費
 - 修繕費
 - 保管料及び手数料（車検整備、タイヤ交換等）
 - 保険料（自賠責、任意）
 - 公課費（自動車重量税）
 - 故障等による代替車両の借上料
- ・備品購入費（車両分）

○赤井川村・仁木町教育事務の委託に関する規約

昭和48年6月25日告示第37号

改正

平成21年1月26日教委告示第2号

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づき、赤井川村は教育に関する事務中、学校給食事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を仁木町に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 前条に掲げる委託事務の管理及び執行については、仁木町の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、赤井川村の負担とし、赤井川村は予めこれを仁木町に納入するものとする。

2 前項の経費の額及び納入の時期は、仁木町長が赤井川村長と協議して定める。この場合において、仁木町長は予め委託事務に要する経費の見積に関する書類(事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。)を赤井川村長に送付しなければならない。

第4条 仁木町長は、委託事務の管理及び執行にかかる収入及び支出については、仁木町歳入歳出予算に計上するものとする。

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料及び手数料の収入は、すべて仁木町の収入とする。

第6条 仁木町長は、各年度において、その委託事務の執行にかかる予算に残額が生じた場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰越して使用するものとする。この場合において仁木町長は、繰越金の生じた理由を附記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速かに赤井川村長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第7条 仁木町長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を告示したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を赤井川村長に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 仁木町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、赤井川村長と年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし赤井川村長の申し出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例改正の場合の措置)

第9条 委託事務の管理及び執行について適用される仁木町の条例等の全部若しくは一部を変更しようとする場合においては、仁木町は予め赤井川村に通知しなければならない。

附 則

- 1 この規約は、昭和48年8月1日から施行する。
- 2 赤井川村長は、この規約の告示の際併せて委託事務に関する仁木町の条例が赤井川村に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。
- 3 委託事務の全部若しくは一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行にかかる収支は、廃止の日をもってこれを打切り、仁木町長がこれを決算する。この場合決算に伴って生ずる剰余金は、すみやかに赤井川村に還付しなければならない。

附 則 (平成21年1月26日教委告示第2号)

この規約は、公布の日から施行する。

(3) 仁木町学校給食共同調理場設置条例施行規則の改正について

ア 第12条第3項の給食回数の報告に係る事項について

給食回数の報告については、仁木町学校給食共同調理場設置条例施行規則（以下「施行規則」という。）第12条第3項により、「給食回数は、毎月15日までに翌月分を報告するものとする。ただし、その報告に変更があるときは、給食実施日の10日前までに行うものとする。」としておりますが、現行規定の報告期限では各業者への発注期限に間に合いません。

つきましては、毎月の報告及びその変更の報告期限については、実情に合わせて所長が定める日とするよう規則を改正したいと考えております。

《参考》

現在取引している主要な食材業者からは発注締め切り期日は納品の15日前までと指定されております。

そのため現状では毎月の報告は13日までに、その報告に変更がある場合は給食実施日の20日前（発注期限15日前、加えて発注数量の計算や各業者への変更処理に要する時間、休日を考慮した日数）として運用しております。

なお、今後も発注期限が変更になる可能性があり、それに対応するため報告期限を変更する必要が生じます。

規 則 改 正 新 旧 対 照 表

新 (改 正 後)	旧 (改 正 前)
<p>仁木町学校給食共同調理場設置条例施行規則 昭和 43 年 1 月 25 日 教育委員会規則第 1 号</p> <p>第 1 条～第 11 条 略</p> <p>(給食負担金の精算)</p> <p>第 12 条 給食負担金の精算額は、給食回数により算定する。</p> <p>2 前項の精算は日割による計算とし、年間所要額を年間給食日数で除した額に給食回数に乗じて算出するものとする。ただし、円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>3 給食回数は、毎月所長が定める日までに翌月分を報告するものとする。ただし、その報告に変更があるときは、給食実施日の所長が定める日までに報告するものとする。</p> <p>第 13 条 略</p> <p>附 則 略</p>	<p>仁木町学校給食共同調理場設置条例施行規則 昭和 43 年 1 月 25 日 教育委員会規則第 1 号</p> <p>第 1 条～第 11 条 略</p> <p>(給食負担金の精算)</p> <p>第 12 条 給食負担金の精算額は、給食回数により算定する。</p> <p>2 前項の精算は日割による計算とし、年間所要額を年間給食日数で除した額に給食回数に乗じて算出するものとする。ただし、円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>3 給食回数は、毎月 15 日までに翌月分を報告するものとする。ただし、その報告に変更があるときは、給食実施日の 10 日前までに行うものとする。</p> <p>第 13 条 略</p> <p>附 則 略</p>

改正

昭和48年2月14日条例第5号
昭和48年6月25日条例第31号
昭和57年4月27日条例第34号
昭和60年3月19日条例第17号
昭和63年3月19日条例第5号
平成16年3月18日条例第6号
平成16年12月22日条例第29号

仁木町学校給食共同調理場設置条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき仁木町西町1丁目66番地2に仁木町学校給食共同調理場(以下「給食調理場」という。)を設置する。

(業務)

第2条 給食調理場は、学校給食法(昭和29年法律第160号)第2条に掲げる学校給食の目的を達成するため町立学校児童生徒の学校給食調理運搬及び食生活の合理化、栄養の改善、健康の増進に関する事業を行う。

(運営)

第3条 給食調理場の円滑な運営を図るため学校給食運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小中学校長 3名
- (2) PTA代表 2名
- (3) 学識経験者 1名
- (4) 前各号のほか必要と認めるもの 2名

3 運営委員会の委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(職員)

第4条 給食調理場に必要な職員を置く。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年2月14日条例第5号)

この条例は、昭和48年3月1日から施行する。

附 則 (昭和48年6月25日条例第31号)

この条例は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則 (昭和57年4月27日条例第34号)

この条例は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月19日条例第17号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月19日条例第5号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月18日条例第6号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月22日条例第29号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

改正 平成28年2月25日教委規則第1号

仁木町学校給食共同調理場設置条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は仁木町学校給食共同調理場設置条例(昭和42年仁木町条例第34号以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、仁木町学校給食共同調理場(以下「給食調理場」という。)の管理、運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の区分)

第2条 給食調理場に次の職員を置く。

- (1) 所長
 - (2) 係長
 - (3) 学校栄養職員又は学校栄養教諭
- 2 給食調理場に次の職員を置くことができる。

- (1) 主幹
- (2) 主査
- (3) 主任

(係)

第2条の2 給食調理場に次の係を置く。

学校給食係

(分掌事務)

第2条の3 学校給食係の分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 学校給食運営委員会の会議に関する事。
- (2) 学校給食献立原案検討・物資選定委員会の会議に関する事。
- (3) 共同調理場の設置管理及び廃止に関する事。
- (4) 学校給食の栄養指導に関する事。
- (5) 学校給食の調査研究、統計に関する事。
- (6) 学校給食資料の提供に関する事。
- (7) その他給食調理場の運営に関する事。

(委託)

第2条の4 教育委員会は、給食関係物資の運搬・配送業務・ボイラー運転業務等について、団体又は個人に委託させることができる。

(職員の服務)

第3条 職員の服務に関する事項は別に定める。

(会計)

第4条 給食調理場の会計に関する事項は別に定める。

(運営委員会の任務)

第5条 学校給食運営委員会(以下「運営委員会」という)の任務は次のとおりとする。

- (1) 給食調理場の管理、運営に関する教育委員会の諮問に答申すること。
- (2) 給食調理場の管理運営に関し、教育委員会に意見を具申すること。
- (3) 給食負担金にかかる予算の審議及び決算の認定を行うこと。
- (4) 学校給食の啓蒙、向上、普及に関する調査、研究を行うこと。

(運営委員会の役員)

第6条 運営委員会に次の役員を置く。役員は委員の互選による。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 監事 2名

第7条 委員長は運営委員会を代表し、会務を統理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は給食負担金にかかる金銭及び物品出納の適正を確保するため、毎年度決算期及び学期末毎に給食調理場会計の監査を行い、その結果を運営委員会に報告する。

(運営委員会の会議)

第8条 運営委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は毎年2回、臨時会は必要により、委員長が招集する。

3 委員長は会議の議長となる。

(給食負担金の納入者)

第9条 給食負担金の納入者は次の各号に定めるものとする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第17条第1項及び同条第2項(就学義務)に規定する保護者

(2) 教職員

(3) 学校給食に従事するもの

(給食負担金の額の決定及び納入方法)

第10条 給食負担金の額は、学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項(経費の負担)に規定する区分により運営委員会の意見を聞いて、教育委員会が定める。

第11条 給食負担金は毎月25日までに年間所要額を12で除して得た額を納入通知書により、別に定める金融機関に納付するものとする。ただし、所長が特に必要と認めるときは、年間所要額を10で除して得た額で納付することができる。

(給食負担金の精算)

第12条 給食負担金の精算額は、給食回数により算定する。

2 前項の精算は日割による計算とし、年間所要額を年間給食日数で除した額に給食回数を乗じて算出するものとする。ただし、円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 給食回数は、毎月15日までに翌月分を報告するものとする。ただし、その報告に変更があるときは、給食実施日の10日前までに行うものとする。

(委任規定)

第13条 この規則に定めるものの外、給食調理場の運営に関し、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年4月28日教委規則第4号)

省略

1 この規則は、昭和60年10月1日より施行する。

2 この規則の施行前にした学校給食配送委託業務及びボイラー運転取り扱契約は、改正後の規定に基づいたものとみなす。

附 則(昭和61年4月28日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

省略

附 則(平成28年2月25日教委規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

仁木町学校給食運営委員会委員名簿

任期 令和 3年 4月 1日
令和 5年 3月 31日

(敬称略)

氏 名	役 職 名	選 出 区 分	備 考
なかむら なおや 中村直也	仁木中学校長	第3条第2項第1号 学 校 長	
うちや かずみ 打矢和美	銀山小学校長	第3条第2項第1号 学 校 長	監 事
しぶや じゅんいち 渋谷順一	赤井川村校長会代表	第3条第2項第1号 学 校 長	監 事 (都小)
やまぐち かつや 山口克也	赤井川村PTA連合会長	第3条第2項第2号 P T A 代 表	(赤井川小)
つるた やすひろ 鶴田泰大	仁木町PTA連合会会長	第3条第2項第2号 P T A 代 表	(仁木中)
とうごう まさひろ 東郷昌弘	学 識 経 験 者	第3条第2項第3号	委員長
おおいし かずあき 大石和朗	赤井川村 副村長	第3条第2項第4号 必要と認めるもの	
はやし こうじ 林幸治	仁木町 副町長	第3条第2項第4号 必要と認めるもの	副委員長

日程第 6

報告第 3 号

1人1台端末の持ち帰りに関する件について

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和4年7月29日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

各学校の状況に合わせて内容を修正したものを
保護者に通知

令和4年 月 日

保護者各位

〇〇学校
校長 〇〇

端末の持ち帰りについて（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より、本校の教育にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、本校では今年度より、学校と家庭の学びを繋げるために、〇月〇日(〇)よりタブレット端末の持ち帰りを〇学年を対象として試験的に開始し、家庭学習での活用を進めていく予定です。

なお、ご家庭にお子様を使用できる端末がある場合は、そちらを利用することも可能です。

また、下記のプリントを持ち帰りますので保護者の皆様もご一読いただき、確認をお願いいたします。確認されましたら、「1人1台端末の持ち帰りに関する確認書」を下記の提出日までに担任へご提出ください。

記

1 配布資料

(1) 〇〇学校 端末の持ち帰りルール

(2) ご家庭で気を付けていただきたいこと

※ 保護者の方は、(1)及び(2)を必ずご一読いただき、ご家庭での利用について、お子様と話し合ってください。

(3) 「端末の持ち帰りに関する確認書」

※ 〇月〇日までに提出ください。

(4) 保護者向けFAQ

2 今年度の持ち帰りの期間について

次年度の期間については、改めて周知します。

(1) 土曜日、日曜日

(2) その他、学校が指定する期間

3 対象とする学年

○学年

4 当面の活用方法

- (1) 学校が指定する課題の回答
- (2) 学校が指定する課題の調査

5 お願い

- (1) 端末、充電ケーブル等は、仁木町から貸与されたものですので、大切に扱うようお願いいたします。紛失、破損した場合、弁償していただく場合もございます。
- (2) 端末を学習以外の目的で使うことはできません。
- (3) 端末については、ご家庭で充電し、登校日は必ず持たせてください。
- (4) 通信費につきましては、ご家庭の負担となります。ご了承ください。
- (5) 持ち帰りの詳しいルールにつきましては、学校でも指導しておりますが、別紙「○学校端末の持ち帰りルール」に記載しておりますので、お子さまと一緒にご確認ください。

6 その他

- (1) 端末の持ち帰りについてのお問合せは、本校の教頭までお願いします。
- (2) ご家庭のネットワークに関する質問についてはお答えすることはできません。

令和 4 年 月 日

保護者各位

〇〇学校
校長 〇〇

端末の持ち帰りに関する確認書

- 1 貸与者の条件について
端末の貸与を受ける児童生徒は、仁木町立小中学校に在籍している者とします。
卒業及び転出する際は、速やかに貸与を受けた端末を学校に返却してください。
- 2 端末の利用目的について
貸与された端末は、児童生徒の学習に利用します。それ以外の目的では、端末を利用しないでください。
- 3 端末の利用者について
端末を利用するのは、貸与された児童生徒本人とし、他者に利用させないでください。
- 4 端末の設定について
貸与された端末は、端末設定の変更・解除など学習目的以外の利用はしないでください。不適切なコンテンツには、アクセスできないようにフィルタリングされています。
- 5 端末の取扱いについて
貸与された端末を利用する際は、故障や破損しないように細心の注意を払い、万が一、盗難や故障および破損した際には、速やかに学校に報告してください。

----- 切り取り線 -----

令和 年 月 日

〇〇学校

端末の持ち帰りに関する確認書

端末の持ち帰りに関する内容について、確認しました。

年 保護者氏名
児童氏名

〇月〇日までに担任へ提出してください。

保護者向けFAQ

Q1 iPadを自宅に持ち帰るにあたり、通信費はどうなりますか。

A1 通信にかかる費用は、ご家庭での負担となります。

Q2 iPadの仕様や特徴について教えてください。

A2 第7又は第8世代のiPadでWi-Fiモデルです。詳細はapple社のWebサイトでご確認ください。

Q3 iPadの充電は、家庭での充電でしょうか。

A3 学校で使用している間は、学校の充電保管庫(電源キャビネット)等で充電します。自宅に持ち帰る場合は、学校で充電した状態で持ち帰りますので、家庭で充電しなくても家庭学習での使用は可能と考えていますが、翌日学校で使用する際に充電切れになる場合も想定されます。持ち帰りの際は、必要に応じて、充電器も家庭に持ち帰り自宅で充電していただきます(充電器が家庭にある場合は、それを使用していただいても問題ありません)。バッテリー残量が半分を切りましたら、充電していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

Q4 iPadを忘れた場合、授業ではどのような対応になるのでしょうか。

A4 iPadを忘れた児童生徒には、他の教材の場合と同じように、持参することや準備することの重要性を伝えます。その上で、他の児童と一緒に活動したり紙の教材で置き換えを行ったりするなど、学習に支障が無いように対応します。

Q5 家庭で新たにインターネットを契約する必要がありますか。

A5 既にインターネット環境がある家庭では、iPadを家庭からインターネットに接続することが可能なため、新たな契約をする必要はありません。家庭にインターネット環境がなければ、今年度についてはモバイルルータを貸し出しますが、今後整備していただく必要があります。インターネット環境のない家庭やWi-Fi環境の整備が難しい家庭に対しては、学校からモバイルルータ本体を無償で借りることができます。ただし、モバイルルータを使うためのSIMカードの契約は家庭で行っていただき、通信料は家庭の負担となります。なお、就学援助世帯は、通信機能付きモバイルルータを無償で借りることができますので、学校にご相談ください。

Q6 子どもが不適切なサイトへのアクセス制限はどのようになっていますか

A6 iPadには児童生徒が安心して使えるように、不適切なサイトやSNSへのアクセスを制限するフィルタリングソフトを導入しています。
また、学習に不要な機能については、使用制限をかけています。学校でも子供たちが適切な情報モラルを身につけ、責任ある行動がとれるよう指導しておりますが、ご家庭においてもご指導・ご協力をお願いいたします。

Q7 iPadは外出時に持っていくことはできますか。

A7 ご自宅以外でのiPadの利用は認めていません。

Q8 iPadを家庭で破損してしまった場合は、どのようにすればよいですか。

A8 通常使用の範囲であれば、修理費用は町が負担しますので、学校に連絡してください。
なお、故意又は重大な過失による破損の場合は、修理をすることができない場合もありますので、その際は相談させていただきます。

Q9 紛失、盗難にあった場合はどのようにすればよいですか。

A9 紛失・盗難にあった場合は、すぐに学校へ連絡してください。

Q10 保護者が損害賠償に備えて加入できる保険はあるのでしょうか。

A10 iPadは、児童生徒が学習活動に使用するために貸与されるものであり、私的な理由での利用はできません。

Q11 iPadをどのような場面で使用するのですか

A11 家庭での活用については次の場面を考えております。

- ① 家庭学習のオンライン化
- ② やむを得ず登校できない時のオンライン授業の実施
- ③ 臨時休業時等の緊急時におけるオンライン授業の実施

Q12 iPadは必ず持ち帰らなければなりませんか。

A12 「ロイノート・スクール」や「学びポケット」等は、クラウドサービスアプリのため、自宅のiPadやPCでも利用が可能です。家庭の端末利用については学校と相談してください。

Q13 家庭での利用にあたって、注意することは何ですか。

A13 心配される点として健康面と持ち帰りのルールを守らない利用があります。健康面につきましては、学校から配布された「ご家庭で気をつけていただきたいこと」をご確認ください。

また、持ち帰りのルールを守らない利用については、学校でも指導しますが、家庭でも使い方については、ご指導いただけますよう、ご協力をお願いします。

Q14 iPadのパスコードを忘れた場合、どうしたらよいですか。

A14 学校に確認してください。(休校日を除く平日の9:00~16:00)

Q15 アプリのパスワードを忘れた場合、どうしたらよいですか。

A15 学校に確認してください。(休校日を除く平日の9:00~16:00)

Q16 iPadの本体の操作方法が分からない場合、どうしたらよいですか。

A16 学校に確認してください。(休校日を除く平日の9:00~16:00)

Q17 アプリの操作方法が分からない場合、どうしたらよいですか。

A17 学校に確認してください。(休校日を除く平日の9:00~16:00)

〇〇小学校 端末の持ち帰りルール

<div data-bbox="248 1895 300 2163" data-label="Section-Header"> <h2>1 登下校での約束</h2> </div> <ul style="list-style-type: none"> - カバーを閉じてからしまいます。 - iPadは教科書やノートの間にはさんで しまいます。 - 登下校中は、iPadに触りません。 - 出納や水気のあるものと一緒に入れません。 - 登下校中に走りません。 	<div data-bbox="248 1160 300 1491" data-label="Section-Header"> <h2>2 家での使い方の約束</h2> </div> <ul style="list-style-type: none"> - 学習のためだけにつかいます。 - 貸し借りをしません - 床に置いたままにはしません。 - 水道やストーンの近くなどで使いません。 - 設定は変えません - 仮面に近づきすぎないようにします。 - 長時間使いません。 	<div data-bbox="248 517 300 819" data-label="Section-Header"> <h2>3 安全のための約束</h2> </div> <ul style="list-style-type: none"> - 自分や他の人の個人情報（住所や電話番号） をみんなが見るところに書込みません。 - 相手を傷つけたり、嫌な気持ちにさせたりするこ とを絶対に書込みません。 - IDやパスワードを人に教えません。 - 危ないサイトに入ってしまったら、すぐ先生やお 家の人に知らせます。 - 先生が知らないところで、コメントやメッセージ などをやり取りしません。 - iPadはみんながつかうものです。大切に使い ます。 - 本体や充電ケーブルに落書きをしたり、勝手にシ ールを貼ったりしません。
---	--	---

〇〇中学校 端末の持ち帰りルール

- 1 端末は学習活動に使用します。
- 2 端末を使用する際には、破損・故障しないよう丁寧に扱います。
- 3 端末が家庭で壊れたり、紛失したりしたときはすぐに学校に連絡します。
- 4 端末を持ち帰る際には、教科書・ノートなどの間にはさみ、持ち帰ります。
- 5 登下校時には端末を取り出さず、家に着いてから取り出します。
- 6 アプリを勝手にダウンロード・インストールしたり、故意に設定を変えたりしません。
- 7 ID・パスワードは他人に教えず、自分で管理します。
- 8 誰かを傷つけたり、嫌な思いをさせる使い方はしません。
- 9 トラブルになるような使い方はしません。
- 10 家に持って帰る途中や学校に持ってくる途中は、学習用端末をカバンから出しません。
- 11 家での使い方を保護者と話し合い、夜遅くまで使用しません。
- 12 次の登校日までに充電を済ませ、忘れずに持ってきます。

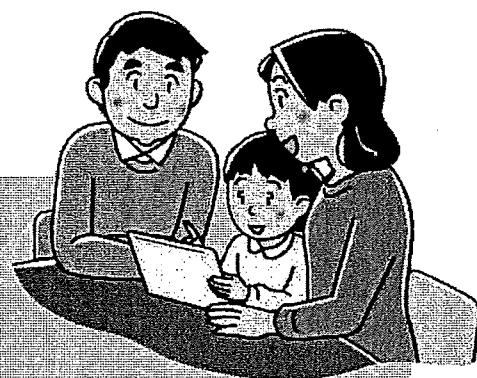
ご家庭で気をつけていただきたいこと

□ 端末を使うときの健康面の注意点について

端末を使うときの健康面でのポイントを、本人の習慣として身につけられるよう、学校でも指導しますが、特に低年齢のお子さまの場合などは、保護者の方にも気にかけていただけると効果的です。



注意点！



① 目を、画面から30cm以上、離して使う

☞ そのためには、良い姿勢を保つことが重要です。お子さまの成長に応じて、机と椅子の高さを正しく合わせることも必要です。

② 30分に1回は、20秒以上画面から目を離して、遠くを見る

③ 部屋の明るさに合わせて、画面の明るさを調整する

☞ 一般には、夜に自宅で使用する際には、昼間に学校の教室で使用する際よりも、明るさ（輝度）を下げます。

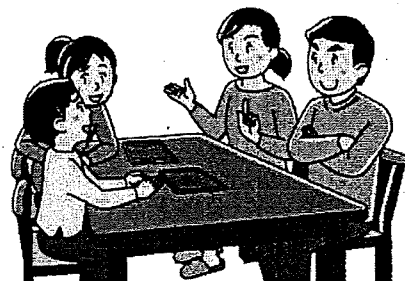
☞ 画面の反射や画面への映り込みを防止するために、画面の角度も調整します。

※ ①や②は、紙の本や資料を読む場合でも重要です。

ご家庭で気をつけていただきたいこと

□ 端末の利用時間等のルールについて

ご家庭で過ごす時間全体の中で、ご家庭で用意したデジタル機器も含めて、端末を、いつどのように使うか、お子様と話し合うことが大切です。



<最低限、守っていただきたいこと>

- ・ 少なくとも、寝る1時間前からは、デジタル機器の利用を控えるようにします。

☑睡眠前に強い光を浴びると、入眠作用があるホルモン「メラトニン」の分泌が阻害され寝つきが悪くなります。

- ・ 学校で配られた端末は、学習に関係ない目的では使いません。

健康面に気をつけて使う場合でも、デジタル機器を使う時間があまりに長くなると、人と人とのリアルな関わり合いや、自分の感覚や行為を通して理解する学習、地域社会での体験活動などの時間も、少なくなってしまう。

成長期のお子様のバランスの良い発達の観点からも、(使い方にもよるため、一概に何時間までならOKということはいえませんが)、お子様がさまざまな経験や活動ができるよう、ご家庭でもデジタル機器全般の使い方について、この機会にお考えください。

□ 端末の安全な利用について

お子様のインターネット使用時や、スマートフォンを持たせる際には、インターネット上の犯罪等の被害者や加害者にならないようにするなど、適切な指導が必要です。

☑フィルタリングは、お子様にとって不適切な情報へのアクセスを遮断したり、インターネットでのトラブルを防いだりするのに役立ちます。

ご家庭で用意するデジタル機器に、携帯電話会社などが提供するフィルタリングサービスを活用することについてもご検討ください。

※端末の利用時間等のルール及び安全な利用については、保護者向けリーフレット「保護者が知っておきたい4つのポイント」もご参照ください。



日程第 7

協議案第 1 号

当面する教育諸問題に関する件について

令和4年7月29日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

1 当面する教育諸問題

2 当面する行事日程について

★ 令和4年第8回仁木町教育委員会定例会

8月 日 () : ~ 委員会室

※令和3年・・・8月20日(金) 9:30~9:58

※令和2年・・・8月19日(水) 13:30~14:28

○ 入札(令和4年度仁木町然別水泳プール解体工事)

8月2日(火) 9:30~ 会議室2

○ 令和4年度後志教育講演会

8月2日(火) 14:00~ 倶知安町文化福祉センター

○ 総務経済常任委員会所管事務調査

8月3日(水) 9:30~ 委員会室ほか

○ 令和5年度北海道教員採用候補者選考検査

8月5日(金) 8:45~ 札幌北高校

○ 令和4年度第2回社会教育委員の会議

8月9日(火) 18:00~ 町民センター交流ホール

- 後志教育委員会協議会教育長部会夏季研修会
8月17日(水)～8月18日(木) ホテルニセコアルペン
- 第21回教育長杯パークゴルフ大会
8月21日(日) 8:15～ ふれあい遊トピア公園
- 定例校長会
8月23日(火) 9:30～ 会議室2
- 令和3年度教育事務点検評価の会議
8月25日(木) 18:00～ 会議室2
- 令和5年度就学時健診
8月26日(金) 13:00～ 町民センター
- 北海道教育庁義務教育課長学校訪問
8月30日(火) 9:00～ 仁木小学校
- ◆ 仁木町営水泳プール(仁木・銀山)の閉鎖
8月29日(月) ※7月11日(月)開設(仁木)
※7月15日(金)開設(銀山)
- ◆ 学校行事の延期状況
仁木中学校 5月に延期した修学旅行は
8月31日(水)～9月2日(金)に実施
- ◆ 1学期終業式・2学期始業式
仁木小学校 7月25日(月) 8月19日(金)
銀山小学校 7月25日(月) 8月19日(金)
仁木中学校 7月25日(月) 8月19日(金)
銀山中学校 7月25日(月) 8月19日(金)

◆ 学校閉庁日

小中学校4校すべて 8月10日(水)～8月15日(月)

3 その他

(1) 令和4年度学校運営協議会の開催結果報告について

○仁木地区 第1回報告・・・P64

○銀山地区 第1回報告・・・P65

令和4年7月4日

仁木町教育委員会教育長
岩井秋男様

仁木町立仁木中学校長 中村直也
仁木町立仁木小学校長 半田健一

令和4年度 第1回仁木地区学校運営協議会の報告

開催日時 令和4年6月29日(水) 18:30～

場所 仁木中学校会議室

出席者 大久保俊哉(会長) 工藤 義見(コーディネーター)
今野 美和 木村 公一 藤田 浩 池田 満博
東野 大介(仁木小PTA会長) 鶴田 泰大(仁木中PTA会長)
半田 健一(仁木小学校長) 中村 直也(仁木中学校長)
【事務局】 佐藤誠二(事務局長 仁木中教頭) 吉田 貴(事務局次長 仁木小教頭)

《会議次第》

- ①開会の言葉
- ②会長挨拶
- ③自己紹介
- ④仁木小・仁木中の教育活動について
- ⑤小中一貫教育について
- ⑥意見交換
- ⑦連絡事項・今後の予定など
- ⑧閉会の言葉

《委員からのご意見》

- ・先日、車を運転中、町内の交差点で小学生の女の子に道を譲ったところ、道路を横断しきるまで何度も頭を下げていってくれた。とても温かい気持ちになった。そういう子供が育っていく仁木の小学校・中学校であり続けてほしい。
- ・社会教育委員の会合でも学校運営協議会と似たようなテーマを扱うことがある。今後、社会教育委員など他の機関とも連携していくことがあっても良いのではないだろうか。
- ・ICTやロイロノートなど学校の教育活動の中に聞きなれない難しい用語が多く出てくるので、学校運営協議会の委員がどう関わればよいのか内容を具体的に理解し協力していきたい。
- ・学校施設の整備に関する内容も話題になるので、教育委員会も交えたほうがスムーズなのではないだろうか。

《第1回協議会を終えて》

- ・委員の方々からは、学校の取組や現状を踏まえ、学校と地域をつなぐ貴重なご意見をたくさんいただくことができた。また、小中一貫教育に向けて今と何が変わるのか、銀山地区とどんな違いがあるのかなどの質問があり、関心の高さが伺えた。
- ・今年度第2回目の運営協議会を11月に、第3回目を2月予定しているので、中間評価、年度末評価、次年度の計画等準備していきたい。
- ・学校運営協議会の仕組みや役割について改めて確認し、学校運営協議会の進め方等次年度に向けてもう少し整理していきたい。

第1回 銀山地区学校運営協議会 記録

日 時 令和4年 5月26日 (木) 18:30～
場 所 銀山中学校 ホール

- 【出席者】加藤 政茂 (委員長) 鈴木 保 (副委員長)
大洞 忠義 (コーディネーター) 大洞 和子
本間美津雄 瀬川 優紀 芳岡 貴志 (銀山小 PTA 会長)
久保田昌江 (銀山中 PTA 会長)
打矢 和美 (銀山小校長) 庵 健司 (銀山中校長)
【事務局】森木 真也 (銀山小教頭) 杉山 光宏 (銀山中教頭)
【欠席者】菅 敦

1 開会の言葉

2 辞令書の交付

3 教育長挨拶

4 経過報告

- | | | |
|----|------------|---------------------------|
| R3 | 2月18日 (木) | 令和2年度第1回運営協議会 (C・S立ち上げ) |
| | 5月 4日 (火) | 銀小土起こし (銀山コミュニティ北大ボランティア) |
| | 19日 (水) | 銀小マリーゴールド苗植え (女性の会) |
| | 25日 (火) | 令和3年度第1回運営協議会 (延期、書面のみ) |
| | 9月14日 (火) | 令和3年度第1回運営協議会 (銀中) |
| | 21日 (火) | 銀小マリーゴールド草刈り (女性の会) |
| | 12月15日 (水) | 令和3年度第2回運営協議会 (銀中) |
| R4 | 3月10日 (木) | 令和3年度第3回運営協議会 (銀中) |
| | 5月15日 (日) | 銀小土起こし (銀山コミュニティ北大ボランティア) |
| | 18日 (水) | 銀小マリーゴールド苗植え (女性の会) |

5 協議・説明

- (1) 令和4年度銀山小・中学校経営方針の承認について
・異議なしで承認
- (2) 義務教育学校の開校に向けたグランドデザイン (ロードマップ) について
・質問なし
- (3) 意見交流
・CSの活動の情報発信をもっとできないものか。
→事務局、教育委員会で地域への発信に努める
・銀山小の活動の長縄跳びがなくなるのが寂しく感じる。
- (4) その他
・銀山地区学校運営協議会委員としても、他地区の情報がほしい。義務教育学校のメリット、特にデメリットを知りたい。
→視察研修に参加するのはどうか?

6 今後の予定

- | | | | |
|-----------|-----|---------------|------------|
| ・第2回運営協議会 | 9月 | 一学期学校評価分析結果 | 学校関係者評価委員会 |
| ・第3回運営協議会 | 12月 | 義務教育学校開校に向け後志 | 教育局指導監講演会 |
| ・第4回運営協議会 | 2月 | 二学期学校評価分析結果 | 学校関係者評価委員会 |

7 閉会の言葉

